

会津若松市議会政策討論会

議会制度検討委員会からの報告

平成 29 年 4 月 26 日

政策討論会 議会制度検討委員会

長期欠席議員に係る議員報酬のあり方について

(1) 議論開始の背景

平成 28 年 11 月 21 日に開催された 11 月臨時会において、「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」が可決された。

この条例は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留等の処分を受けた際の「議員報酬の支給停止」を定めたものである。

なお当該条例の検討については、議長から議会運営委員会に諮問され、その答申の中で「病気等のために長期にわたり議員活動ができない場合についての規定は、議員活動のあり方に深く関わりがあることから、今後、議会制度検討委員会において調査研究されたい。」旨の意見が付されたところである。

このような経過を踏まえ、議長から正式に「長期欠席議員に係る議員報酬の取り扱いについて」議会制度検討委員会に検討依頼があったことから、その議論を開始した経過にある。

(2) 長期欠席議員を取り巻く課題

ア) 北九州市の事例（引用）

北九州市の市議が、病気を理由に約 2 年 4 カ月間、議会をすべて欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当、計約 3,250 万円が支払われていたことが分かった。市議会からは、長期欠席した場合に報酬を減額する条例改正を検討すべきだとの意見が出ている。

⇒ 全国の市・町・村議会でも同様の事例が有。

イ) 上記事例が発生する原因

疾病その他の理由により長期間市議会の会議を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法（第199条の2）に規定される寄附行為に該当するため、禁止されている。

また、議員としての身分が保障（※）されていること、議員報酬の減額その他支給のあり方等について規定する法令もないことから上記事例が発生する。

※参考：議員の身分の保障

議員としての身分は、当選人の告示が行われた日から発生し、下記の事由がなければ、その身分は保障される（失職しない）。

身分の喪失事由は以下のとおり ※当然、病気等による喪失事由はない

- ① 任期の満了
- ② 議員の辞職
- ③ 死亡
- ④ 懲罰による除名（地方自治法第 135 条第 1 項第 4 号）

- ⑤ 被選挙権の喪失（地方自治法第 127 条、公職選挙法 11 条）
- ⑥ 兼職を禁止された職への就職（地方自治法第 92 条）
- ⑦ 兼業禁止規定への抵触（地方自治法第 92 条の 2、127 条）
- ⑧ 選挙の無効又は当選の無効の確定（地方自治法 128 条、公職選挙法）
- ⑨ 住民による議員の解職請求（地方自治法第 83 条）
- ⑩ 住民による議会の解散請求（地方自治法第 78 条）
- ⑪ 不信任議決に基づく長による議会の解散（地方自治法第 178 条）
- ⑫ 議会の自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法）
- ⑬ 配置分合による議会の消滅

ウ) 本市の議員報酬等に関する条例について

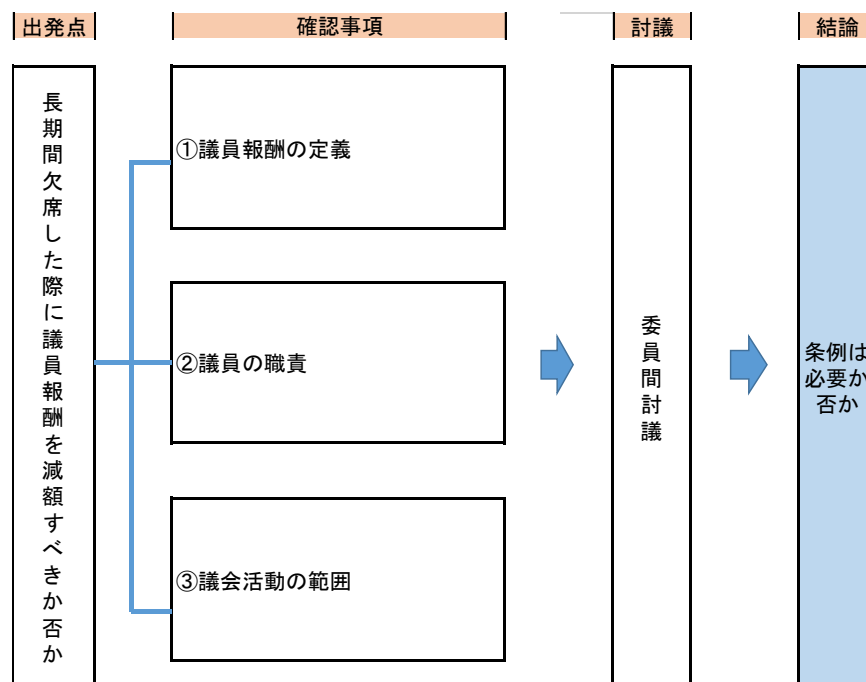
議員報酬については、「会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例」により規定されているが、現状、長期欠席議員に係る取り扱いについては規定されていない。そのため仮に、長期欠席等が発生した際には、議員報酬は支払われ続けることになる。

(3) 長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例制定の必要性

議会制度検討委員会では、上記に述べた背景、課題を認識し、まずは前々期、前期議会制度検討委員会で整理した議員報酬、議会活動の範囲、議員の職責等について最終報告書を振り返り、委員間で確認したところである。

その上で、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例を制定する必要があるのか委員間討議を行ったところである。

【議論の流れ】



～以下最終報告書による確認事項～

ア) 議員報酬

「議員報酬」とは、非常勤の特別職に対する「報酬」と同じく、一定の役務の対価として与えられる反対給付（「反対給付」とは、一定の役務の提供（ここでは議員の活動）に対する対価（議員報酬）の支給を意味する。）である。（最終報告書抜粋）

イ) 議員の職責

議員の職責については、会津若松市議会基本条例第3条で議員の活動原則を規定しているが、その内容がとりもなおさず議員の職責につながるものであり、議員間の自由な討議を通じ、市民意見を的確に把握するとともに、市民全体の奉仕者として活動することを目指すなければならないことを確認した。（最終報告書抜粋）

【会津若松市議会基本条例第3条】

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

ウ) 議会活動の範囲

～以下平成22年12月2日最終報告書抜粋～

本市議会における議会活動の範囲は次のとおりである。

(1) 会津若松市議会における「議会活動」の定義・範囲のリスト（現状）

◆A領域 「会議・委員会」（地方自治法第96条～第102条の2）

- ① 本会議 ★全議員
- ② 常任委員会（4委員会）★全議員
- ③ 特別委員会（決算）
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣（福島県市議会議長会研修会等）★全議員

◆B領域 「協議又は調整の『場』」

(地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含め得る「場」)

- | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|
| ⑥ 議員全員協議会 ★全議員 | } | 「会津若松市議会会議規則に規定」
平成20年9月定例会一部改正 |
| ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例 | | |
| ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例 | | |
| ⑨ 常任委員会協議会（4委員会） ★全議員 | | |
| ⑩ 政策討論会（4分科会） ★全議員 ※議会基本条例 | | |
| ⑪ 政策討論会（全体会） ★全議員 ※議会基本条例 | | |
| ⑫ 政策討論会（議会制度検討委員会） ※議会基本条例 | | |
| ⑬ 市民との意見交換会（地区別） ★全議員 ※議会基本条例 | | |
| ⑭ 市民との意見交換会（分野別） ★全議員 ※議会基本条例 | | |
| ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例 | | |

エ) 条例制定の必要性についての委員間討議まとめ

議会制度検討委員会ではこれまで整理した最終報告書における ア)・イ)・ウ)を踏まえ、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例を制定する必要があるのかどうか、委員間討議を行った。その結果は以下のとおりである。

長期欠席議員に係る報酬の減額条例を制定すべき	長期欠席議員に係る報酬の減額条例は慎重に審議すべき
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長期欠席により議員の職責や議会活動を遂行できなくなった際に、やはり議員報酬を100%満額で支給することはないと思う。減額率など慎重に考え、条例は必要だという認識のもと具体的な話を進めていくべき。 ●条例はあってしかるべき。あることで市民は納得する。確認した議員の職務・職責を踏まえながら、減額条例を制定する方向で議論すべき。 ●長期間休んで報酬が満額支払われることはどうなのかと考える。ただ、色々な長期欠席のケースがあると思う。減額ありきではなく具体的に考え、必要かどうか判断すべき。他市の事例も参考にしながら検討す 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法改正で「報酬」ではなく「議員報酬」になった意義は重いと考える。その点で言えば、長期欠席であったとしても、議員報酬は満額支払われるべき。

<p>べき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●根本的には条例は必要ないと思っているが、市民感情に現実的にあわないのであれば、他市の状況などを踏まえながら、具体的に検討し整理しても良いのではないか。 ●万が一の事態を想定して条例を設けていることが重要。減額となった報酬が回りまわって市民のためになるというプラスの発想で今後議論を進めるべき。 	
<p>【討議結果】</p> <p>議員報酬が一定の役務の提供（議員の活動）に対する対価（議員報酬）であること、さらには、本会議や政策討論会、市民との意見交換会などのさまざまな議会活動を通じて、議員の職責が果たせることを踏まえれば、短期間ではなく長期間欠席した際の議員にかかる議員報酬の取り扱いについては、減額の必要性を認識し、他市の条例を参考に具体的に条例制定（案）について検討していくべきことを確認した。</p>	

（４）他市の事例を参考とした具体的な検討

ア）他市事例の選定

議会制度検討委員会では、委員間討議により、「他市の条例を参考にし、具体的に条例制定（案）について検討していくべき」点を確認したところである。

そのため、他市条例として、施行期日（平成 25 年～平成 28 年）や条例規定の違いなどを勘案し、4 市を選定、比較、検討しながら、本市における長期欠席議員にかかる議員報酬の減額条例（案）について委員間討議を実施し、検討した経過にある。

参考とした他市の条例と主な検討項目は以下のとおり。

【参考とした市】

- ①神奈川県小田原市（H25. 3. 29 施行） ②愛知県日進市（H26. 5. 16 施行）
 ③愛知県知多市（H27. 3. 24 施行） ④岐阜県多治見市（H28. 3. 24 施行）

【検討項目】

- ① 条例の趣旨 ② 長期欠席の定義・理由
 ③ 欠席とみなす会議の範囲
 ④ 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無
 ⑤ 減額開始となる日数と減額率 ⑥ 期末手当の取り扱い
 ⑦ 適用除外の考え方 ⑧ 委任 ⑨ その他疑義の取り扱い

イ) 具体的検討結果

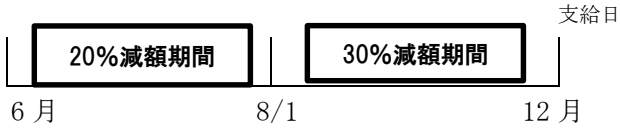
検討項目ごとの討議結果については以下のとおりである。

なお、条例（案）を検討する前提として、平成 28 年 11 月 22 日に施行された「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」、いわゆる逮捕・拘留等における議員報酬の支給停止を定めた条例を改正するイメージのもと、各項目について、検討した経過にある。

【具体的検討経過まとめ】

検討項目	討議結果
(1) 条例の趣旨	<p>議員報酬等の減額条例の制定に当たっては、市議会の活動を長期間欠席した議員が、議員の職責を果たし、市民の信頼を得ることができるのかといった点を考えることが重要である。</p> <p>よって、条例の趣旨は、議員の職責、市民の信頼の確保に鑑みるといった精神を条例（案）に盛り込むべきである。</p>
(2) 長期欠席の定義・理由	<p>他市の事例を見れば、長期欠席の定義として「自己都合」「本人の意思によるか否かにかかわらず」と言った表現が規定されている。このような規定については、極めて曖昧であり、ストレートな表現を規定することが市民への説明に当たり明確であると考ええる。</p> <p>よって、長期欠席の定義・理由は、療養、長期不在といった明確な表現を条例（案）に盛り込むべきである。</p>
(3) 欠席とみなす会議の範囲	<p>これまで議会活動の範囲としてA領域、B領域に記載した各種会議を本市議会における議会活動の範囲として定義した経過にある。</p> <p>よって、欠席とみなす会議の範囲は、これまでの経過を踏まえA領域、B領域の会議を対象とし、条例（案）に盛り込むべきである。</p>
(4) 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無	<p>長期欠席の事例が生じた場合、起算日（終了日）の判断・決定、また病状等の把握をするためには、欠席届及び復帰届、さらには医師の証明書を求めることが適当であると考ええる。</p> <p>また、議員本人が届け出ることが出来ない場合も想定されるため、親族による代理届についても規定することが適当である。</p> <p>よって、届出の有無は、届け出ることを基本とし条例（案）に盛り込むべきである。</p> <p>なお討議の中で、仮に届出日以前から議会の会議を欠席していた場合の取り扱いについてどうすべきか協議が行われた経過にある。当該取り扱いについては、「届出日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日」の規定を条例（案）に盛り込むべきであるとの考えをまとめ起算日の判断とした。</p>

検討項目	討議結果								
(5) 減額開始となる日数と減額率	<p>減額開始となる日数及び減額率については、他市の事例を見ても、考え方に統一性はない。そのため以下の討議を踏まえ、考えをまとめたところである。</p> <p>●減額開始日数</p> <p>一部市民委員からは、長期欠席の期間が180日を超えた際に減額しても良いのではとの意見があったが、おおむね各委員からは90日との意見が示されたところである。</p> <p>【理由】</p> <p>①議員が迎える1つの定例会の期間としては、準備期間から最終本会議、議決結果の報告までといった期間を勘案すれば、おおよそ3ヶ月、90日間と考えられる。</p> <p>よって、90日間以上欠席せざるを得ない場合は、議員の職責、市民への信頼の確保に鑑み、それ以降の議員報酬についての減額は妥当ではないか。</p> <p>②180日間とした場合、おおよそ6ヶ月間の周期で支給される期末手当に影響が出ないケースも想定される。</p> <p>●減額率</p> <p>多治見市の事例においては、長期欠席期間が365日を超えた際は100分の100減額する規定となっている。</p> <p>100分の100の規定については、長期欠席といえども議員の身分があることを踏まえ、規定すべきではないとの意見が示されたところである。なお、減額率については、他市の事例、市職員の休職の際の例を勘案し、考えをまとめたところである。</p> <p>★以下、減額開始日数及び減額率</p> <table border="1" data-bbox="539 1422 1359 1653"> <thead> <tr> <th>長期欠席の期間</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90日を超え180日以下であるとき</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>180日を超え365日以下であるとき</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>365日を超えるとき</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：市職員の場合)</p> <p>90日(事由により180日)を超え休職1年未満 100分の20減額 休職1年以上 給与不支給(※)</p> <p>※休職1年以上を超えた際は、共済掛け金を支払っている共済組合から傷病手当金が支給される。</p> <p>●傷病手当金の算定式 (標準報酬日額×2/3×月支給日数の計算により最大1年6ヶ月支給される。)</p>	長期欠席の期間	減額割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の20	180日を超え365日以下であるとき	100分の30	365日を超えるとき	100分の50
長期欠席の期間	減額割合								
90日を超え180日以下であるとき	100分の20								
180日を超え365日以下であるとき	100分の30								
365日を超えるとき	100分の50								

検討項目	討議結果
(6) 期末手当の取り扱い	<p>期末手当の取り扱いについては、他市の事例、先の特例条例（逮捕・拘留）により規定した基準日以前6月といった考え方との整合性を勘案し、基準日前6月以内の期間に減額される月がある（あった）場合、長期欠席期間に応じて、議員報酬と同様の減額率を乗じて得た額を減額して支給するとの考えをまとめたところである。</p> <p>なお、基準日前6月以内の期間に減額割合が異なる場合も想定される。（以下表参照）</p> <p>この場合の取り扱いについては、原則論に戻り長期間の欠席により議員の職責を果たしていない事実や、議員としてより厳しい基準で条例を設け、市民に説明すべきとの意見を踏まえ、減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算するとの考えをまとめたところである。</p> <div data-bbox="561 819 1265 1279" style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>●参考</p> <p>※補足説明（12月期末手当を例として）</p> <p>基準日前6月の間に減額割合が異なる場合</p>  <p>知多市は期末手当が高くなるよう減額割合が低いほうを適用</p> <p>多治見市は期末手当が低くなるよう減額割合が高いほうを適用</p> </div>
(7) 適用除外の考え方	<p>適用除外については、他市の事例を参考とし、長期欠席期間に含まれないものとして、以下の項目を条例（案）に盛り込むべきであるとの考えをまとめた。</p> <p>(1) 公務上の災害</p> <p>(2) 出産</p> <p>(3) その他議長が前2号に準ずると認める場合</p>
(8) 委任	<p>先に制定した「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」について、全国市長会顧問弁護士である石津弁護士に相談した経過がある。その際「新たに制定する条例に基づき、報酬の支給を停止するのは市長である。その条例の疑義等について、議長が決定するとの規定は適当でない。」との見解をいただいた。</p>
(9) その他疑義	<p>よって、当該減額条例についても、委任及びその他疑義について、条例（案）へ盛り込むべきではないとしたところである。</p>

(5) 長期欠席に係る議員報酬の減額条例についてのまとめ

議会制度検討委員会では、以上の検討を踏まえ、次ページ以降のとおり、会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例(素案)をとりまとめ、議長への報告とさせていただいたところである。

今後、どのような形で成案化されるか現時点では明確ではないが、成案化された際には、当該長期欠席議員に係る議員報酬の規定については、全議員が該当となる可能性がある。

そのため、今回の政策討論会全体会において、議論の詳細な経過を報告し、全議員に対して、情報共有を図らせていただいたところである。

以上、報告とさせていただくが、議会制度検討委員会では、割り振られた政策課題を解決するため、今後もさまざまな手法を活用しながら政策研究を進めていく考えである。

●会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

の一部を改正する条例(素案)

⇒ 次ページ以降

会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(改正案)

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、会津若松市議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年会津若松市条例第24号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。

ア 市議会定例会及び臨時会の本会議

イ 会津若松市議会委員会条例（昭和34年条例第3号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 会津若松市議会会議規則（平成19年会津若松市議会規則第1号）第105条に規定する委員会による委員の派遣

エ 会津若松市議会会議規則第163条に規定する協議又は調整を行うための場の会議

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員の派遣

カ 会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）
に基づき開催される会議

- (2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。
- (3) 公務上の災害 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（長期欠席に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。

2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席ができることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

（議員報酬の減額）

第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第1項の規定による届出のあった日（その日前から長期欠席の理由と同様の

理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日) から同条第 2 項の規定による届出のあった日の前日までの期間 (以下「長期欠席の期間」という。) に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
90 日を超え 180 日以下であるとき	100 分の 20
180 日を超え 365 日以下であるとき	100 分の 30
365 日を超えるとき	100 分の 50

2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が 90 日を経過する日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「減額開始月」という。) から長期欠席の期間の末日までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月 (以下「減額月」という。) の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割により計算する。

(期末手当の減額)

第 5 条 6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下これらの日を「基準日」という。) の前 6 月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第 1 項の表に定める減額割

合を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 基準日の前6月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算する。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含まれないものとする。

- (1) 公務上の災害
- (2) 出産
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、当該停止に係る逮捕等の期間の末日が月の初日でないときは、当該逮捕等の期間の末日が属する月の現日数を基礎として日割りにより停止すべき議員報酬の額を計算する。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が解除されている場合であって、判決が確定していないときは、当該期末

手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がされなかったとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(改選後における期末手当に係る効力)

第11条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者に対して新たに支給される期末手当については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際、現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に係る

この条例の規定の適用については、この条例の公布の日を第7条第1項に規定する処分を受けた日とみなす。

附 則（平成29年会津若松市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

会津若松市議会議長

様

会津若松市議会議員

⑩

長期欠席届出書

会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

- 1 長期欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 長期欠席理由 (1) 療 養 (理由)
(2) 長期不在 (理由)
(3) その他 (理由)
- 3 備 考 ()

※長期療養、長期入院の際は、医師が記載した証明書を添付すること

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

会津若松市議会議長

様

会津若松市議会議員

⑩

復帰届出書

年 月から市議会の会議等に復帰しますので、会津若松市議
会議員の議員報酬等の特例に関する条例第 3 条第 2 項の規定によ
り届け出ます。